旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年４月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社ヤマショー（ヤマショー観光）　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5945号　④有限会社ヤマショー　東京都練馬区田柄三丁目17番26号　代表取締役　山田順子　⑤本社営業所　東京都練馬区田柄三丁目17番26号　⑥平成19年８月７日　⑧平成28年２月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都練馬区田柄三丁目17番26号　有限会社ヤマショー　代表取締役　山田順子

Ｂ　①天馬旅行社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2765号　④株式会社天馬　大阪市中央区備後町１丁目６番１号甲賀ビル　代表取締役　財田暖明　⑤本社営業所　大阪市中央区備後町１丁目６番１号甲賀ビル　⑥平成27年８月13日　⑧平成28年３月11日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区備後町１丁目６番１号甲賀ビル　株式会社天馬　代表取締役　財田暖明

Ｂ　①株式会社タクトワールド（タクトツアー）　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2005号　④株式会社タクトワールド　大阪市北区西天満４－９－15　代表取締役　大西繁　⑤本社営業所　大阪市北区西天満４－９－15第一神明ビル２Ｆ　⑥平成11年６月16日　⑧平成28年３月15日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区西天満４－９－15　株式会社タクトワールド　代表取締役　大西繁

Ｃ　①トラベル　オフィス　タガワ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2797号　④田川光一　大阪府堺市南区若松台３丁23番６－２号　⑤本社営業所　大阪府泉南郡熊取町五門東３－33－36　１－２号　⑥平成28年１月４日　⑨平成28年３月17日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府堺市南区若松台３丁23番６－２号　田川光一

Ｃ　①株式会社華林商事　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３－358号　④株式会社華林商事　那覇市古波蔵３丁目20番１号１階１－６号　代表取締役　馬　　福林　⑤本社　那覇市古波蔵３丁目20番１号１階１－６号　⑥平成27年11月２日　⑨平成28年１月22日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫那覇市古波蔵３丁目20番１号１階１－６号　株式会社華林商事　代表取締役　馬　　福林

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年４月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社エイシンクリエイト（エイシントラベル）　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－5136号　④株式会社エイシンクリエイト　東京都江東区永代二丁目34番11号　代表取締役　福田和雄　⑤本社営業所　東京都江東区永代二丁目34番11号　⑥平成14年４月18日　⑦平成28年３月８日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①三浦観光　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4277号　④三浦得征　東京都江戸川区西葛西２丁目６番11号コーポトクダ101　⑤本社営業所　東京都葛飾区新宿３－23－２　⑥平成９年８月19日　⑦平成27年８月19日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①吉田タクシー観光　②第３種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第３－275号　④渡邉幸男　富士吉田市上吉田２丁目３番７号　⑤本社営業所　富士吉田市上吉田２丁目３番７号　⑥平成22年４月１日　⑦平成28年２月29日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 28 年４月 11 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会